

基本事件 令和2年(ワ)第29号

同第172号、同第197号、同第348号、同第509号

令和3年(ワ)第254号、同263号

令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 椿本紀代 外31名

被告 国 外2名

準備書面30

2025年7月16日

松山地方裁判所民事1部合議一係 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



同

八木 正雄



同

山中 真人



同

水野 泰孝



弁護士奥島直道 復代理人

石瀧 梨央



同

澤端 謙太



## 第1 国土交通省本省の通達を無視した被告国の主張

### 1 本件訴訟の特徴

従前から原告が主張していることであるが、本件訴訟は国土交通省河川部のダムに基づく治水政策を批判するものではなく、地球温暖化によって大規模洪水が頻発している状況から、本省である国土交通省河川部が大規模洪水から流域住民の人命と財産を守るための対策を示して指導しているにもかかわらず、あえてそれに反して、危険性を有する操作規則に変更して、住民の生命および財産を奪った四国地方整備局河川部やダム管理事務所の責任を問うものである。

2 被告国は、国土交通省四国地方整備局河川部が「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関する情報提供等に関する検証の場」（以下、「検証委員会」という。）を設置して検証を行う中で、平成8年変更前の操作規則に基づいて放流操作をした場合の効果についてシミュレーションした際、実際に行っていた事前放流による治水容量の増加分を計算から外している。被告国は、その理由について、「本件では両ダム所長が、飽くまで平成8年変更後の操作規則に従った放流操作をすることを前提として、事前放流の必要性を検討した上で、利水者との協議を経るなどして、事前放流を開始するに至ったものであり、この前提に立たない場合において、当然に本件と同様の事前放流を行ったということはできない。」（被告国第11準備書面5頁21行以下）。と述べている。

この被告国の主張は、大規模洪水の場合に事前放流が実施されるのは限られた場合であり、「この前提に立たない場合」が少なくないと述べるもの

である。

しかし、本省である国土交通省河川部は、平成16年の大水害を受けて、同年12月10日の「豪雨災害対策緊急アクションプラン」において、国土交通省所管ダムの事前放流の検討をはじめとする必要な措置を講ずることを求めている。それをうけて、翌年の平成17年には、国土交通省河川部長の通達で、「速やかに事前放流等を検討し、その結果に基づき、随時実施されたい」と指示している（甲A86）。そのため、治水容量を多く確保して水害を防ぐために、大規模洪水の場合の事前放流は、当然に検討して行うべきものと位置づけている。

利害者との協議は当たり前のことであり、大規模洪水対策について利害者も理解を示しており、協議が難航することはない。現に、本件水害における野村ダムの事前放流については電話連絡で利害者の承諾を得ている。

大規模洪水の場合の事前放流に関する上述した被告国の主張は、本省である国土交通省河川部の指導に従わない四国地方整備局河川部の立場からの主張ということになり、認められるものではない。

## 第2 被告国の主張に誤魔化しがあること

被告国は、「堤防未整備地区であり東大洲地区に次ぐ氾濫面積を有する菅田地区における、家屋の浸水被害を生じさせない無害流量に対応する各ダム地点の流量は」（下線は原告が引いた。被告国第11準備書面6頁22行以下）と述べている。

しかし、従前から原告が主張しているように、菅田地区の堤防未整備地区の浸水については、田畑が浸水被害を受ける水量と、家屋が浸水被害を受ける水量は大きく異なる。被告国の主張は、田畑が浸水被害を受ける水量をもって、まるで菅田地区の家屋が浸水被害を受けるような主張をしている。菅田地区の家屋は愛媛県道44号大洲野村線と同じ高さにあり、鹿

野川ダムの放流量が毎秒 1 5 0 0 m<sup>3</sup>/s を越えないと浸水被害を受けない。このことは、その場所に住んでいる原告今井がよく知っている。4、5 年に一回浸水被害を受ける田畑と同じ高さのところに、住民が住居を建築するとは考えられない。

### 第3 検証委員会の事務局の発言と操作規則変更の際の説明

検証委員会の事務局（四国地方整備局河川部）は、平成8年の操作規則の変更について、「・・中小洪水に効く操作規則にして欲しいという住民の声があり、その中小洪水に効く操作規則は、逆に大きい雨が来てしまったら「従来の操作よりも大きく放流する危険性があることを認識していただいたうえで、今の操作規則になった経緯がある。」（甲A11 114頁1行～）（下線は原告が引いた）と述べている。

しかし、「従来の操作よりも大きく放流する危険性があることを認識していただいたうえで」といえるためには、住民に操作規則の危険性について十分に説明していなければならない。しかし、大規模洪水の際の危険性について説明は行われていない。大規模洪水の際の危険性について十分に説明がなされたのであれば、前年の平成7年に激甚災害の指定を受けるほどの水害を受けた大洲市民が了解するはずがないからである。

この点について被告国は、被告国第11準備書面において、「「中小洪水時には調節効果を発揮し、大洪水にも悪影響を及ぼさない」洪水調節方式として、上下流痛み分けの操作ルールを検討し・・平成8年に野村ダム及び鹿野川ダムの操作規則を変更するに至ったのである。」（7頁14行以下）と述べている。被告国が認めているように、「大洪水にも悪影響を及ぼさない」という説明の下、四国地方整備局河川部は、大洲市議会・旧長浜町議会・旧野村町議会の承諾を得たのである。

検証委員会の事務局が述べたような、流域住民が、大規模洪水の際の放

流量が増えて生命・財産を失うという危険性について認識していたわけではない。四国地方整備局河川部は、大規模洪水の際の危険性を認識しながら、そのことを説明せず、「大洪水にも悪影響を及ぼさない。」と虚偽の説明をして、操作規則の変更を行ったのである。

以上